

議案第 39 号

あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 5 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年あきる野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「共生型地域密着型サービス及び」を削り、「第 4 項第 1 号」の次に「、第 78 条の 2 の 2 第 1 項」を加える。

第 2 条第 2 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護（第 190 条において「看護小規模多機能型居宅介護」という。）に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第 5 条第 1 号中「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 16 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 46 条第 1 項中「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 59 条の 9 第 4 号、第 59 条の 10 第 5 項及び第 59 条の 20 の 3 中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 61 条第 1 項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「)) の事業」を「) の事業」に改める。

第 190 条中「施行規則第 17 条の 10 に規定する」を削る。

第 191 条第 1 3 項中「終了している」を「修了している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。